

受益者コード

受益者

平成 年 月 日

様

丸亀市長

印

下水道事業受益者負担金徴収猶予（承認・不承認）
決定通知書

年 月 日 付けをもって申請のありました負担金の徴収猶予
について、下記のとおり決定しましたので丸亀市下水道事業受益者負担金条例
施行規則第10条第2項の規定により通知します。

決 定 の 内 容	徴 収 猶 予 す る	(理由)			
		土 地 の 所 在	地積	猶予地積	備 考
	徴 収 猶 予 し な い	(理由)			
土 地 の 所 在		地 積	備 考		

(注)この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、丸亀市を被告として提起することができます。